

「堺あったかぬくもりプラン4（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）（案）」の修正箇所

「基幹型包括支援センターと障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターは何がどのように違うのか。具体的な違いを明確にしていけないと伝わらない。」というご意見を受け、各相談支援機関について、計画の資料である用語説明（P83～87）に以下のものを追記。

●基幹型包括支援センター

高齢者の総合相談・支援を行うとともに、日常生活圏域（p.115参照）に設置した地域包括支援センター（p.115参照）に対する支援やセンター間の連携、困難事例などへの対応、広域的・専門的なネットワークの構築などの基幹的な役割を担う機関です。また、高齢者虐待や成年後見制度などの権利擁護に関する支援を行うとともに、ダブルケア（p.114参照）専用相談窓口も設置しています。

●障害者基幹相談支援センター

障害者やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する機関です。福祉サービスの利用支援をはじめ成年後見や障害者虐待などの権利擁護に関する支援等を行うほか、地域の支援者とのネットワークの構築などの役割も担っています。

●地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的なスタッフが、高齢者や家族の総合相談、成年後見制度の活用や虐待の防止・早期発見、介護予防ケアマネジメントなどを行い、総合的に高齢者の生活を支援する機関です。地域のケアマネジャーなどの支援や関係者のネットワークの構築などの役割も担い、暮らしやすい地域づくりを推進しています。